平成２２年（フ）第２３５７号
横浜市鶴見区市場大和町４番９号―402号
債務者　長谷川和義
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３７０号
横浜市港南区港南中央通９―14　ライオンズマンション港南中央305号室川上方、住民票上の住所横浜市磯子区森が丘１丁目２番11号
債務者　文野　城司
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３７５号
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目７番13―３号
債務者　大竹タヅ子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９１号
横浜市南区清水ケ丘193番地39　亀崎アパート１Ｆ
債務者　村上　秀穂
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０６号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地64―304
債務者　久野　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５７７号
相模原市中央区相生３丁目14番９号　大木ハイツＡ号棟103藤本方
債務者　永野ちえ子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１２号
横浜市神奈川区西大口454番地４　妙蓮寺コーポラス213号
債務者　飯塚　良太
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２３号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目71番地の２
債務者　中村　芳江
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３９号
静岡県浜松市中区佐藤３丁目４番３号山本方
債務者　大澤　　舞
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３１５号
埼玉県行田市大字真名板1987番地の１
破産者　北関東チトセ株式会社
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触358番地
破産者　吉永　和夫
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第２３２号
富山県砺波市林1161番地
破産者　株式会社となみ研光社
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２６４号
富山県高岡市内免３丁目３番12号
破産者　有限会社篠原商店
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成１９年（フ）第６０６号
石川県かほく市宇野気チ118番地
破産者　株式会社クリニャンクール
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２８６号
金沢市福増町北204番地20
破産者　株式会社メイデックス
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６７７号
名古屋市熱田区大宝１丁目７番26号
破産者　有限会社ダイトミ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８３号
名古屋市緑区浦里３丁目82番地
破産者　有限会社光村製作所
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部